

実質化された人・農地プラン

市町村名	対象地区名(地区内集落名)	作成年月日	直近の更新年月日
鈴鹿市	庄野地区	令和3年1月28日	令和3年1月28日

1 対象地区の現状

①地区内の耕地面積	106ha
②アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計	61ha
③地区内における75才以上の農業者の耕作面積の合計	20ha
i うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計	15ha
ii うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計	0ha
④地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計	49ha
(備考) 本地区は、水稻生産をはじめとする水田地のほか、施設野菜、露地野菜等を生産する畑地が多く存在する。	

2 対象地区の課題

<p>現在は各集落ごとに中心経営体が存在し農地を借り受け、概ねゾーニングができていますが、中心経営体が借り受けていない農地は、一反区画以下の農地である。</p> <p>農業従事者の高齢化が進む中、後継者がいない中心経営体が担っている農地や、急遽、農業の継続が不可能となる中心経営体が現れた場合などに、農業者が不在となった農地の遊休化や荒廃化が懸念される。</p> <p>中心経営体の耕作農地は、各集落で概ねゾーニングできているものの、分散・錯綜しているエリアもあるため、作業効率が悪い。離農する農家が増加する中、中心経営体の更なる経営規模拡大の支障となることが懸念される。</p>
--

3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

<p>離農が増加傾向にある畑地については、中心経営体が担うほか、入作を希望する認定農業者や認定新規就農者の受け入れを促進するとともに、高収益作物の導入等で中心経営体の安定経営を図り、農業の継続を目指す。</p> <p>水田地については、農地改良や畦畔の撤去等を通じて大規模農地に改良して、中心経営体への集約を図る。</p> <p>農業者が不在となった農地は、中心経営体や各農家で円滑に経営継承が行われるように、営農組合を中心として農地調整が行われる体制づくりを図る。</p>

4 3の方針を実現するために必要な取組に関する方針(任意記載事項)

<p>農地の貸付け等の意向 貸付け等の意向が確認された農地は、342筆、338,622㎡となっている。</p>
<p>農地中間管理機構の活用方針 畑地においては、農地中間管理機構の制度を活用し、中心経営体に農地を集積し、経営規模の拡大とともに、遊休農地の発生を未然に防ぐよう努める。</p> <p>水田地においては、中心経営体が病気や怪我等の事情で営農の継続が困難になった場合に、農地バンクの機能を活用し、農地の一時保全管理や新たな受け手への円滑な経営継承を行えるよう、現在の相対による利用権設定及び農作業受委託契約の契約期間満了時には、農地中間管理機構を通じた利用権設定に切り替え、中心経営体への貸付けを進めていく。</p>